

ひとり親家庭等のしおり

ひとり親家庭や寡婦のみなさまが利用できる制度や主な相談窓口のご案内です。
各制度の詳細は、市町等により異なる場合があります。
最新の制度情報等については各ページの問い合わせ先までお問い合わせください。

- 母子** 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している方)
- 父子** 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している方)
- 寡婦** 寡婦(配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方)が対象

1 相談窓口	ひとり親家庭のための相談窓口一覧 1 女性の悩みごと相談 (DVや家庭における悩み) 2 ジェンダー・DV等に関わる相談 2 子どもに関わる相談 2・3 こころの悩みについての相談 3
2 養育費・親子交流	養育費や親子交流についての相談窓口 4 養育費確保のための支援 4
3 おかね (各種手当・年金)	手当 5 高校生世代の修学支援 6 大学・専門学校などの修学支援 7 年金・医療費助成 7 貸付等 8
4 しごと	就労に関する講座・講習・相談 9 資格取得を目指す方への貸付制度 12 ハローワーク等での就業支援 12
5 くらし	子育て・生活・くらしの支援 13 すまい 14 減免・優遇措置・その他制度 裏表紙 ひとり親どうしの交流 裏表紙

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。
さまざまな相談窓口をご案内します。

ひとり親家庭のための相談窓口一覧

各市役所および県健康福祉事務所(母子・父子自立支援員)

母子

父子

寡婦

市の担当課や県の健康福祉事務所では、母子・父子自立支援員が相談を受けています。
生活、仕事、資格取得、就職活動などについて、状況に応じた情報提供や支援を行います。
町にお住まいの方は、県の健康福祉事務所でも相談を受けています。

窓口	TEL	※
大津市 子育て支援給付課	077-528-2686	○
彦根市 こども若者支援課	0749-49-2251	○
長浜市 こども家庭支援課	0749-65-6514	○
近江八幡市 こども家庭センター	0748-36-5562	○
草津市 こども家庭若者課	077-561-2364	○
守山市 こども家庭相談課	077-582-1137	○
栗東市 子育て支援課	077-551-0114	○
甲賀市 子育て支援課	0748-69-2176	○
野洲市 子育て家庭支援課	077-587-6884	○
湖南市 こども・若者政策課	0748-76-4701	○
高島市 子育て政策課	0740-25-8136	○
東近江市 こども政策課	0748-24-5643	○
米原市 子育て支援課	0749-53-5130	○

窓口	TEL	※
東近江健康福祉事務所	0748-22-1300	○
日野町 子ども支援課	0748-52-6583	
竜王町 健康推進課	0748-58-1006	
湖東健康福祉事務所	0749-21-0281	○
愛荘町 子ども支援課	0749-42-7693	
豊郷町 保健福祉課	0749-35-8116	
甲良町 保健福祉課	0749-38-5151	
多賀町 福祉保健課	0749-48-8115	
滋賀県 子ども家庭支援課	077-528-3554	○

※母子・父子自立支援員の配置

ひとり親家庭総合サポートセンター

母子

父子

寡婦

子育て、生活、仕事、養育費、親子交流などについて相談できます。
相談内容を一緒に整理し、必要な支援や窓口につなぎます。相談は無料です。

【問合せ】大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設 のぞみ荘内

TEL 077-526-8801

E-Mail support@nozomi-kai.com

LINE 右記二次元コードから友だち登録してください。

受付時間 月～金曜日、毎月第1・第3土曜日 9時～17時



HP



LINE

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

母子

父子

寡婦

ひとり親家庭の方の就職や転職、資格取得など、仕事に関する相談ができます。詳しくは、P.9をご覧ください。

滋賀県ひとり親家庭福祉推進員

滋賀県独自の制度として、母子家庭や父子家庭、寡婦の身近な相談相手を地域ごとに配置しています。

【問合せ】滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 TEL 077-528-3554

民生委員・児童委員

母子 父子 寡婦

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。生活に困ったときや、子育ての悩みがあるときなどに相談できます。必要に応じて、市町などの窓口につながります。

【問合せ】
各市役所・町役場

女性の悩みごと相談(DVや家庭における悩み)

中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

母子 寡婦

【問合せ】 TEL 077-564-7867
相談時間(電話相談) 毎日 8時30分～22時
相談時間(来所相談) 月～金曜日 9時15分～16時(要予約)

彦根子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

母子 寡婦

【問合せ】 TEL 0749-24-3741
相談時間(電話相談) 月～金曜日 9時～16時(年末年始を除く)
相談時間(来所相談) 月～金曜日 9時15分～16時(要予約)

ジェンダー・DV等に関わる相談

滋賀県立男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）

母子 父子 寡婦

性別による差別や、夫婦・家族間の問題などについて相談できます。※性別を問わず相談できます。

【問合せ】 TEL 0748-37-8739
相談時間 火、水、金、土、日曜日 9時～12時 および 13時～17時
木曜日 9時～12時



HP

子どもに関わる相談

市町の児童相談担当課(家庭児童相談室など)・県健康福祉事務所子ども家庭相談室

子育てや虐待などに関する悩みについて相談できます。

窓口		TEL
大津市	こども・子育て安心課	077-528-2688
彦根市	こども家庭センター	0749-26-0994
長浜市	こども家庭支援課	0749-65-6544
近江八幡市	こども家庭センター	0748-31-4001
草津市	家庭児童相談室	077-561-2460
守山市	子育て応援室	077-582-1159
栗東市	家庭児童相談室	077-551-0300
甲賀市	家庭児童相談課	0748-69-2177
野洲市	家庭児童相談室	077-587-6140
湖南市	こども子育て応援課	0748-77-7007
高島市	子ども若者相談課	0740-25-8517
東近江市	こども相談支援課	0748-24-5663
米原市	子育て支援課	0749-53-5130

窓口		TEL
東近江健康福祉事務所		0748-22-1300
日野町	子ども支援課	0748-52-6583
竜王町	こども家庭センター	0748-58-1006
湖東健康福祉事務所		0749-21-0281
愛荘町	こども家庭センター	0749-42-7661
豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116
甲良町	子育て支援センター	0749-38-8003
多賀町	子ども・家庭応援センター	0749-48-8137

子ども家庭相談センター（児童相談所）

子育てのことや、非行、虐待などについて相談できます。

窓口	TEL	管轄地域
滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-562-1121	草津市・守山市・栗東市・野洲市
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741	彦根市・長浜市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター	077-548-7768	大津市・高島市
滋賀県日野子ども家庭相談センター	0748-36-1201	近江八幡市・甲賀市・湖南市・東近江市・日野町・竜王町

相談時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

子ども・子育て応援センター（愛称：こころんだいやる）

子育て、いじめ、不登校、虐待、進路など、子どもや親の不安や悩みについて相談できます。

【問合せ】 TEL 077-524-2030 / 0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

相談時間 毎日 9時～21時

こころのサポートしが LINE 相談

学校のこと、いじめ、友だち、子育てのことなど、さまざまな悩みについてLINEで相談できます。

【問合せ】 LINE 右記二次元コードから友だち登録してください。

相談時間 毎日 16時～22時



LINE

こころの悩みについての相談

こころの電話相談

こころの健康に関する相談をお受けしています。

【問合せ】 TEL 077-567-5560

相談時間 月～金曜日 10時～12時 および 13時～21時



お気軽にご相談ください。
県のホームページでは、
この他にも相談先一覧を掲載しています。



HP

2

養育費・親子交流

離婚の際は、子の利益を最優先に、
親権・養育費・親子交流などを話し合しましょう。

離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書



法務省が作成したパンフレットです。 <https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>

HP

養育費や親子交流についての相談窓口

ひとり親家庭総合サポートセンター

母子

父子

寡婦

① 法律相談

ひとり親家庭の方を対象に、養育費や親子交流、離婚前後の手続きなどに関する法律相談を、弁護士が受けています。1回50分。事前予約が必要です。

最新の実施会場および日程については、ホームページを確認ください。

※大津市を除く滋賀県内に在住の方に限ります。大津市在住の方は、大津市母子家庭等就業・自立支援センターまでお問い合わせください。



HP

② 養育費相談

離婚、養育費、親子交流、調停、家庭内の悩みごとなどについて、専門の相談員が相談をお受けします。離婚前後に必要な手続きや、子どもの養育に関することも案内しています。1回50分。事前予約が必要です。

最新の実施会場および日程については、ホームページを確認ください。



HP

【問合せ】 ひとり親家庭総合サポートセンター [P.1参照](#)

養育費・親子交流相談支援センター

母子

父子

寡婦

国が実施する相談窓口で、養育費や親子交流について、電話やメールで相談できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

【問合せ】 TEL 0120-965-419 (携帯電話等からは 03-3980-4108)

E-Mail info@youikuhi.or.jp



HP

養育費確保のための支援

養育費の履行確保等支援事業

母子

父子

寡婦

養育費に関する公正証書などを作成するときの費用や、保証会社と養育費の保証契約を結ぶときの費用の一部を補助します。補助内容等は市町によって異なります。

補助内容	対象	上限額
公正証書等の作成	養育費の取決めについて公正証書等を作成したときの手数料等	3万円
養育費保証契約の締結	保証会社と養育費保証契約を締結したときの初回保証料	5万円



【問合せ】 市にお住まいの方 …… 各市役所 [P.1参照](#)

町にお住まいの方 …… 管轄の健康福祉事務所または各町役場 [P.1参照](#)

HP

3

おかね

(各種手当・年金)

生活や子育てを支えるための、
各種手当や助成制度などをご紹介します。

手 当

児童扶養手当(ひとり親家庭向けの手当)

母子 父子

ひとり親家庭の母または父などが、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している場合に支給される手当です。

なお、中度以上の障害がある児童は、20歳未満まで対象です。

支給月額例(令和8年4月)※手当額は毎年度見直されます。

区分		児童1人の場合	児童2人目以降の加算額
全部支給	月額	48,050円	11,350円
一部支給	月額	48,040～11,340円	11,340円～5,680円



HP

【問合せ】
各市役所・町役場

児童手当(高校生年代までの児童がいる家庭向けの手当)

母子 父子

高校生年代までの児童を養育している方に支給されます。

年齢等の区分	支給額：(1人あたり月額)	
3歳未満	15,000円	第3子以降は 30,000円
3歳以上高校生年代まで (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	10,000円	
所得制限なし		

【問合せ】
各市役所・町役場

特別児童扶養手当(障害のある児童がいる家庭向けの手当)

母子 父子

20歳未満で、精神または身体に中度以上の障害がある児童を育てている方に支給される手当です。

対象となるのは、主として児童の生計を支えている父または母、または父母に代わってその児童を養育している方です。

1人あたりの支給月額例(令和8年4月)※手当額は毎年度見直されます。

1級	2級
58,450円	38,930円



HP

【問合せ】
各市役所・町役場



高校生世代の修学支援

高等学校等就学支援金 [給付]

母子 父子

国公立を問わず、高等学校等に
通う生徒に対し、授業料に充てる
ための支援金を支給します。
申請は、在学する学校を通じて行
います。

【手続き】 在学する学校の案内に従い、学校を通じて申請(全員)。

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

県立高等学校

TEL 077-528-4587

私立高等学校等

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

TEL 077-528-3271

滋賀県奨学資金 [貸付]

母子 父子

高等学校等への進学を希望する方
のうち、経済的な理由で修学が難
しい方に奨学資金を貸し付けます。
申請は、在学する学校を通じて行
います。

【手続き】 以下の①、②の募集時期に在学する学校を通じて申請。

①在学募集(高校在学時): 随時

②予約募集(中学3年時): 9月ごろ

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 TEL 077-528-4587

奨学金返還支援制度 [給付]

母子 父子

滋賀県奨学資金の貸与を受け、県内の高等学校等に
在学する生徒のうち、一定の成績要件・収入要件を
満たす方に返還支援を行います。
申請は、滋賀県奨学資金の貸与申請とあわせて、在
学する学校を通じて行います。

【手続き】 滋賀県奨学資金貸与申請時にあわせて在学する
学校を通じて申請。

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

TEL 077-528-4587

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金 [貸付]

母子 父子

高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学す
る勤労青少年で、経済的な理由により修学が難しい
方に修学奨励金を貸し付けます。
申請は、例年10月ごろに在学する学校を通じて行い
ます。

【手続き】 例年10月ごろに在学する学校を通じて申請。

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

TEL 077-528-4587

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金) [給付]

母子 父子

授業料以外の教育費の負担を軽減
するため、低中所得世帯の生徒の
保護者などに給付金を支給します。
申請は、7月ごろに在学する学校を
通じて行います。
新入生は、4～6月に一部早期給
付を申請できる場合があります。
※公立のみ

【手続き】 7月ごろに在学する学校を通じて申請。新入生については、4～6
月に一部早期給付の申請が可能。(公立のみ)

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

国公立高等学校等

TEL 077-528-4587

私立高等学校等

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

TEL 077-528-3271

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金・修学資金) [貸付]

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭を対象に、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校
への入学や修学に必要な資金を、無利子または低利で貸し付けます。

詳しくは、P.8をご覧ください。



大学・専門学校などの修学支援

日本学生支援機構奨学金 [給付] [貸付]

母子 父子

大学、短期大学、専修学校(専門課程)などに在学する学生のうち、経済的な理由により修学が難しいと認められる方に、奨学金を給付または貸与します。



【問合せ】 在学する学校の奨学金窓口

日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

Webサイトで、進学資金のシミュレーションができます。

HP

高等教育の修学支援新制度 [給付]

母子 父子

大学、短期大学、専修学校(専門課程)などに在学する学生のうち、経済的な理由により修学が難しいと認められる方に、給付型奨学金の支給と授業料・入学金の減免を行います。



【問合せ】 在学する学校の奨学金窓口

日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

HP

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金・修学資金) [貸付]

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭を対象に、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校への入学や修学に必要な資金を、無利子または低利で貸し付けます。

詳しくは、P.8をご覧ください。

このほかにも、国や民間の教育ローン、市町や各種団体が独自の修学支援制度を実施している場合があります。詳しくは、各実施機関へ直接お問い合わせください。

年金・医療費助成

母子家庭・父子家庭福祉医療費助成

母子 父子

ひとり親家庭の親と子の医療費の自己負担分を助成します。対象は、18歳到達後最初の年度末までの子どもです。前年の所得が一定額以上の場合、対象とならないことがあります。自己負担額は、市町によって異なります。

【問合せ】 各市役所・町役場

子ども福祉医療費助成

母子 父子

0歳から18歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。自己負担額は、市町によって異なります。

【問合せ】 各市役所・町役場

ひとり暮らし(高齢)寡婦福祉医療費助成

寡婦

65歳未満で、1年以上ひとり暮らしをしており、今後もひとり暮らしが続く見込みの寡婦の方に、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合、対象とならないことがあります。また、65歳以上75歳未満のひとり暮らし高齢寡婦についても助成制度があります。

【問合せ】 各市役所・町役場

各種年金

母子 父子 寡婦

次のような年金が受けられる場合があります。

【問合せ】 各市役所・町役場の国民年金係または年金事務所

遺族基礎年金 遺族厚生(共済) 年金	被保険者が亡くなったとき、その方に扶養されていた配偶者や子に支給される年金です。ただし、保険料の納付状況などにより支給されない場合があります。(「子」とは、18歳到達の年度末まで、または20歳未満の1級・2級の心身に障害がある子をいいます。)
寡婦年金	夫が老齢基礎年金を受けないまま亡くなったとき、妻に60歳から65歳まで支給される年金です。ただし、保険料の納付状況などにより支給されない場合があります。

貸付等

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子

父子

寡婦

ひとり親家庭や寡婦の方を対象に、子どもの進学や仕事に必要な資格取得などのための資金を、無利子または低利で貸し付ける制度です。返済が必要な貸付金です。申込みの前に、返済の見通しを確認しておくことが大切です。審査がありますので、早めにご相談ください。

資金名	資金使途	対象者	貸付限度額
就学支度資金	高校・大学・大学院等への入学時に必要な入学金等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	例：私立大学自宅通学の場合は580,000円
修学資金	高校の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額18,000～35,000円
	大学の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額47,300～97,300円
	大学院(修士課程)の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額88,000円
	大学院(博士課程)等の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額122,000円
技能習得資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の親・寡婦	月額68,000円
修業資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	月額68,000円
生活資金	技能習得や医療・介護の期間の生活資金	ひとり親家庭の親・寡婦	技能習得期間中の場合は月額141,000円

※高等教育の修学支援新制度を受ける場合は、上記の額の1.5倍の額から授業料等の減免や学資支給金の額を控除した額が貸付限度額となります。詳しくは、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付のしおり」をご覧ください。

【貸付問合せ】 市にお住まいの方 …… 各市役所 [P.1参照](#)

町にお住まいの方 …… 管轄の健康福祉事務所または各町役場 [P.1参照](#)

【償還問合せ】 滋賀県子ども若者子ども家庭支援課 [TEL 077-528-3554](#)



HP

滋賀県母子福祉援護資金貸付

母子

寡婦

生活費など急に資金が必要になったときや、結婚資金が必要なときに利用できる貸付制度です。詳しくは、滋賀県母子福祉のぞみ会へお問い合わせください。

【問合せ】 社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 [TEL 077-522-2951](#)



HP

生活福祉資金貸付

母子

父子

寡婦

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、生活に必要な資金の貸付けと相談支援を行う制度です。資金の種類や利用条件は、世帯の状況によって異なります。

【問合せ】 各市町の社会福祉協議会または民生委員・児童委員



HP

4 しごと

就職や転職、資格取得など、
働きたい気持ちを支える支援制度をご案内します。

就労に関する講座・講習・相談

母子家庭等就業・自立支援センター

母子

父子

寡婦

ひとり親家庭の方(未婚の方や、これから離婚を考えている方を含みます)を対象に、仕事に関する相談、求人情報の案内、資格取得や就職準備のための講習会などを行っています。

①就業相談

電話、オンライン、来所で、仕事に関する相談を受けています。必要な情報の案内やアドバイスを行います。

②母子・父子自立支援プログラム策定事業

一人ひとりの状況や希望に応じて、自立支援プログラムを作成し、ハローワークなどと連携しながら仕事探しを支援します。

③講習会

就職活動や離転職に役立つ基礎知識を学ぶ講習会を行っています。内容や日程は、ホームページをご確認ください。

④求人情報の提供

求職登録をした方に、希望する職種や勤務条件に合った求人情報を紹介します。

⑤面接用スーツの無料貸し出し

面接用スーツを無料で貸し出しています。利用前にサイズ確認のご連絡をお願いします。

【問合せ】 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

電話相談・予約 0748-37-5088

メール相談 shiga-jiritu@ace.ocn.ne.jp

LINE 右記二次元コードから友だち登録してください。

FAX 0748-37-5488



HP



LINE

開所日

	月	火	水	木	金	土	日	住所
近江八幡	×	○	○	○	○	○	×	〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4 G-NETしが 男女共同参画センター内
草津	×	○ 要予約	×	×	×	×	×	〒525-0032 滋賀県草津市大路1-1-1 ガーデンシティ草津3階

相談時間 火～土曜日 9時～17時(受付は16時まで) (保育あり)

※大津市にお住まいの方は、下記にお問い合わせください。

【問合せ】 大津市母子家庭等就業・自立支援センター

TEL 077-522-0220

HP <https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/s/s/55744.html>

時間 平日9時～17時



HP

名称	概要	
ひとり親家庭 自立支援教育訓練 給付金 〔給付〕	対象となる講座	対象となる講座については市町によって異なります。
	概要	就労するために必要な教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を支給します。受講前に事前相談が必要です。
	受給資格	(1)母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 (2)当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
ひとり親家庭 高等職業訓練 促進給付金 〔給付〕	対象となる資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、調理師等その他就職に有利になるものであって、かつ養成機関において6か月以上カリキュラムの修業が予定されているものについて、知事等が定める資格
	概要	就職に有利な資格を取得するために看護師等の養成機関に通学している場合に一定の給付金が、また養成カリキュラムを修了した際には一時金が支給されます。受講前に事前相談が必要です。 ※修学支援新制度の認定を受けている場合は、給付型奨学金を受けられないことがあります。
	支給額	訓練促進給付金 <ul style="list-style-type: none"> 月額 住民税非課税世帯：100,000円／住民税課税世帯：70,500円 (修学期間の最後の1年間 住民税非課税世帯：140,000円／住民税課税世帯：110,500円) 修業期間の全期間(上限4年) 対象期間の申請した月から支給対象となります。 修了支援給付金 <ul style="list-style-type: none"> 養成期間修了後 住民税非課税世帯：50,000円／住民税課税世帯：25,000円
	受給資格	1. 児童扶養手当を受けている方と同等の所得水準にあること 2. 養成機関で6か月以上のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれること 3. 就業または育児と修業の両立が難しいと認められること 4. 同じ趣旨の給付を受けていないこと
ひとり親家庭 高等職業訓練 促進資金貸付金 〔貸付〕	概要	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に、入学準備金や就職準備金などを貸し付けます。一定の条件を満たすと、返済が免除される場合があります。
	支給額	入学準備金：500,000円以内 就職準備金：200,000円以内 住宅支援資金：月額70,000円以内(上限12か月) ※貸付であるため返済が必要ですが、一定の条件を満たすことにより返済が免除されます。
	受給資格	入学準備金・就職準備金：ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の対象者 住宅支援資金：児童扶養手当の支給を受けている者(同水準の者も含む)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業 〔給付〕	概要	ひとり親家庭の親または子どもが、高卒認定試験合格のための講座を受講し、修了または合格した場合に、受講費用の一部を支給します。受講前に事前相談が必要です。
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金 〔貸付〕	概要	就労に必要な知識や技能を身につけるための授業料や、技能取得期間中の生活費などを貸し付けます。 詳しくは、P.8をご覧ください。

ひとり親家庭の就労を支援するため、各種の給付金・貸付金制度があります。
なお、市にお住まいの方は、市によって内容が異なる場合があります。

【問合せ】 市にお住まいの方 …… 各市役所 **P.1参照**

町にお住まいの方 …… 管轄の健康福祉事務所または各町役場 **P.1参照**

資格取得から就職までの支援イメージ

養成機関で資格を取得し、その資格を活かして就職する場合に利用できる、主な給付金・貸付金の例です。



住宅支援資金は、自立に向けて意欲的に取り組む方の住居費を支援する貸付制度です。利用には、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることが必要です。まずは、市役所へご相談ください。

P.1参照

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

資格取得を目指す方への貸付制度

看護師、保育士、介護福祉士などの資格取得を目指す方への貸付制度です。
資格取得後に対象業務に一定期間従事した場合、返還が免除されることがあります。

【問合せ】

看護師等…滋賀県健康医療福祉部医療政策課

TEL 077-526-8188

E-Mail kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp

HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/333469.html>



HP

保育士…(社福)滋賀県社会福祉協議会 保育士修学資金係

TEL 077-567-3958

HP https://fukushi.shiga.jp/ouen/hoiku_syugaku



HP

介護福祉士等…(社福)滋賀県社会福祉協議会 介護・福祉人材センター

TEL 077-567-3950

HP https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku



HP

ハローワーク等での就業支援

ハローワーク(公共職業安定所)

職業相談や職業紹介のほか、職業訓練に関する情報提供を行っています。

【問合せ】 HP https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/madoguchi_annai/list.html
県内のハローワーク(公共職業安定所)



HP

滋賀マザーズジョブステーション

母子 寡婦

子育てをしながら働きたい女性などを支援する相談窓口です。

【問合せ】 HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/300555.html>
滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡 TEL 0748-36-1831
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前 TEL 077-598-1480



HP

ハロートレーニング(職業訓練)

仕事に必要な知識や技能を身につけることができる公的な職業訓練制度です。
国や都道府県が行う公共職業訓練と求職者支援訓練があります。
一部のコースでは、ひとり親家庭向けの優先枠や託児サービス付きの受講枠があります。

【問合せ】 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL 077-528-3755
HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/306243.html>
またはハローワーク



HP

5 暮らし

毎日の暮らしを安心して送れるよう、
住まいや子育てなどに関する支援をご紹介します。

子育て・生活・くらしの支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子 父子 寡婦

病気や入院、災害、出張、就職のための技能習得、就職活動、仕事で帰宅が遅くなる時^{*}などに、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

利用には、事前の登録が必要です。^{*}仕事で帰宅が遅くなる時の派遣は、乳幼児または小学生を育てているひとり親家庭が対象です。

利用料…無料 ※サービス実施時に発生する費用は、実費負担があります。

【問合せ】 市にお住まいの方 …… 各市役所 **P.1参照**

町にお住まいの方 …… 管轄の健康福祉事務所または各町役場 **P.1参照**

ファミリー・サポート・センター事業

母子 父子

子どもの預かりや保育所への送迎などについて、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域で子育てを支え合う仕組みです。

利用は有料です。実施の有無は、市町によって異なります。

【問合せ】
各市役所・町役場

子育て短期支援事業

母子 父子

ショートステイ ……
病気、出産、事故、冠婚葬祭などで一時的に子どもの養育ができないときに、児童福祉施設などで子どもを預かります。原則7日以内です。

トワイライトステイ ……
仕事などの理由で、平日の夜間や休日に一時的に子どもの養育ができないときに、児童福祉施設などで食事の提供などを含む支援を行います。

【問合せ】
各市役所・町役場

【問合せ】
各市役所・町役場

子どもの生活・学習支援事業

母子 父子

ひとり親家庭などの子どもを対象に、生活や学習の支援を行う事業です。

実施の有無や内容は市町によって異なり、学習支援、居場所づくり、食事の提供、受験料や模試代の補助などが行われている場合があります。

【問合せ】
各市役所・町役場

保育サービス・放課後児童クラブ

母子 父子

保育所、認定こども園、放課後児童クラブの利用にあたり、ひとり親家庭については全市町で優先入所への配慮がされています。

また、求職活動中や職業訓練中でも、保育所などの利用や、一時預かり事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などを利用できる場合があります。

【問合せ】
各市役所・町役場

すまい

高等職業訓練促進資金貸付(住宅支援資金)

母子 父子

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けたひとり親家庭の親を対象に、住まいの確保に必要な資金を貸し付ける制度です。一定の要件を満たすと、返済が免除される場合があります。
詳しくは、P.10をご覧ください。

貸付額：入居している住宅家賃の実費(月額7万円以内)。貸付期間は原則12か月以内)

※貸付制度のため返済が必要です。ただし、貸付を受けた日から1年以内に就職またはより高い所得が見込まれる転職をし、その後1年間就業を継続した場合は、返済が免除されます。

【問合せ】 市にお住まいの方 …………… 各市役所 P.1参照

町にお住まいの方 …………… 管轄の健康福祉事務所または各町役場 P.1参照

ひとり親家庭地域生活支援事業

母子 父子

さまざまな課題を抱えるひとり親家庭を対象に、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、住まいや就業、親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境の支援を行います。

【問合せ】 社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会 TEL 077-522-2951

県営住宅

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱う場合があります。

申込件数が募集戸数を上回り公開抽選となった場合、倍率優遇を受けられることがあります。

【問合せ】 指定管理者日本管財株式会社滋賀県営住宅管理センター

〒520-0044 大津市京町4丁目4番23号 アソルティ大津京町5階 TEL 077-510-1500

外国人専用 TEL 077-510-1501 FAX 077-522-2778

市営(町営)住宅

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱う場合があります。

【問合せ】 各市役所・町役場

住居確保給付金

離職や廃業、または本人の責めに帰さない理由による収入減少により、住まいを失った方や失うおそれのある方を対象に、家賃相当額を一定期間支給する制度です。

支給には、収入・資産要件や求職活動などの要件があります。

【問合せ】 各市町の自立支援相談機関相談窓口



減免・優遇措置・その他制度

税の軽減(ひとり親控除、寡婦控除等)

母子

父子

寡婦

一定の要件を満たすひとり親の方や寡婦の方は、申告により所得税や住民税の控除を受けられる場合があります。

【問合せ】 各市役所・町役場の税務課または税務署

JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当受給者や生活保護受給者がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むことで、原則3割引で購入できる制度です。

【問合せ】 市にお住まいの方 …………… 各市役所 **P.1参照**

町にお住まいの方 …………… 管轄の健康福祉事務所または各町役場 **P.1参照**

ひとり親どうしの交流

母子寡婦福祉団体(社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会)

母子家庭の親子が参加できる行事や相談会などを開催しています。
また、親子の居場所づくりにも取り組んでいます。

活動内容

- フードパントリー(食料支援)
- のぞみちゃん食堂(子ども食堂・学習支援・子どもの居場所づくり)
- 親子のバス旅行・夏祭り・クリスマス会・1年生おめでとうのつどい
- のぞみ会奨学基金・滋賀県母子寡婦福祉大会・アンケート調査・要望活動等

【問合せ】 **ホームページ** <https://nozomi-kai.com/>
Instagram https://www.instagram.com/nozomikai_shiga/
LINE <https://lin.ee/fXSjsdj>
X https://twitter.com/nozomi_shiga
TEL 077-522-2951
住所 大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設 のぞみ荘内



HP



LINE



ひとり親家庭のみなさまが、
安心して毎日を過ごせるよう、
さまざまな支援に取り組んでいきます。

